

参議院農林水産委員会會議録第十五号

昭和三十六年三月十四日(火曜日)

午前十四時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
亀田 得治君
東 隆君
森 八三二君

委員

青田源太郎君
石谷 憲男君
重政 庸徳君
田中 啓一君
高橋 衛君
仲原 善一君
堀本 宜実君
大河原 次君
北村 暢君
小林 孝平君
戸叶 武君
安田 敏雄君
棚橋 小虎君
千田 正君

政府委員

農林政務次官 井原 岸高君
農林省農地局長 伊東 正義君
農林省振興局長 斎藤 誠君
農林省畜産局長 安田善一郎君
事務局側 常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員 林野庁指導部長 大野 文夫君

本日の會議に付した案件

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○畜産物の価格安定等に関する法律案(内閣提出、予備審査)

○大豆なたね交付金暫定措置法案(内閣提出、予備審査)

○漁業権存続期間特例法案(内閣提出、予備審査)

○果樹農業振興特別措置法案(内閣提出、予備審査)

○開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一五一号)を参議院先議、及び畜産物の価格安定等に関する法律案(閣法第一四三号)、大豆なたね交付金暫定措置法案(閣法第一四六号)、漁業権存続期間特例法案(閣法第一五〇号)、いずれも予備審査の三案、以上四件の法案を一括議題といたします。

まず、四案について順次提案理由の説明を求めます。

○政府委員(井原岸高君) ただいま議題となりました農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

農林業経営の基礎である農地、農業

用施設及び林道については、災害によりしほれば大きな被害を受けており、従つてその復旧事業の推進については、国及び地方公共団体において常に努力いたしておるところであります。が、今回これらの農地、農業用施設、林道に関する災害復旧事業をさらに円滑に実施するため、連年災害をこうむつた農林業者の災害復旧事業に対する国庫補助率を高める措置に関する規定を設けることといたしました。

現行法におきましては、毎年その年発生した災害が激甚な場合には、地域を指定し、高率の補助率が適用されることとなつております。しかしながら、関係者にとりましては、たとえ當年発生した災害が激甚でない場合であっても、年々連続して災害を受けた場合には、そのこうむる損失または打撃の程度は、当該一年間に激甚な被害を受けた場合と格別異なるものではございません。またすでに公共土木施設の災害復旧については、関係法令におきまして連年災害の場合における高率国庫負担の特例規定が設けられている次第でありますので、これとの均衡をも考慮し、今回必要な規定を追加することといたしました。

以下本法案の内容について簡単に御説明いたします。

第一に、政令で定める区域内におけるその年の十二月三十一日までの農地、農業用施設及び林道にかかる災害復旧事業については、過去三年間の災害が年年度に発生したものと見なし

て、現行の単年災における場合に準じて補助率を算定し、当該補助率をその年のこれらの施設の災害復旧事業に適用することといたしております。

第二に、その年の災害が特に激甚であり、現行法の規定により算定した補助率の方が高くなる場合には、現行法により算定した補助率を適用することといたしております。

なお、この法律は昭和三十五年一月一日以後に発生した災害から適用することといたしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

畜産物の価格安定等に関する法律案につきましても、その提案理由を御説明申し上げます。

戦後わが国における畜産の発展は、まことにめざましいものがあり、主要家畜の飼養頭数について見ましても、戦前の水準を上回り、中でも乳用牛と豚につきましては、戦前の最高水準を二倍以上も上回つております。この結果、農家経済の中に占める畜産の比重は、著しく増大いたしております。この傾向は、今後なお持続するものと考えられるのであります。これは、申すまでもなく国民経済の発展、国民生活の向上に伴う畜産物需要の増大を背景としたものであります。が、畜産が、わが国農業の転換さらには発展の中心部門として、米、麦中心のわが国農業の体質を改善し、草地開発等

土地の高度利用を促進するとともに、国民に対する畜産物供給を確保する等の使命を有していることによるものと考えられます。

しかしながら、今日までの畜産の発展を顧みますと、ややもすれば生産の増加と需要の増加とが調和しない場合があります。これが流通機構の不整備と相俟つて、畜産物価格の不安定を招き、畜産の健全な発展を阻害したことは、いふまでもないところであります。このようないかなる状況にかんがみ、今後畜産の一層の発展をはかりましたためには、畜産物の価格の安定をはかり、生産者と消費者に安心感を与えることがきわめて重要であります。

政府といたしましては、従来とも牛乳、乳製品及び食肉を中心とした畜産として家畜、畜産物の流通改善に努力して参りましたが、わが国農業の転換とも申すべき時期に際し、農業生産の選択的拡大がうたはれておるとき、新たな発展の新しい手である畜産の画期的な伸張を期するため、ここに安定措置についての効率的な可能性を考慮しつつ、当面最も安定を必要とする主要な畜産物につき、従来の施策に加えてさらに歩を進めた直接的な価格の安定措置を講ずることとした次第であります。この措置の適切な運用により畜産物の価格安定をはかつて参りますことは、畜産及びその関連産業の発達によりまして、農業の発展の基盤を築くとともに食生活の充実によりまして、国民の生活水準上昇に最も重要な条件

を整備することになると考えるのであります。これがこの法律案を提出いたしました趣旨でございます。

次に、法案の要点につきまして御説明いたします。

まず第一に、農林大臣は、本法案の趣旨に従つて原料乳、指定乳製品及び指定食肉につきまして、その額を下回つて価格が低落することを防止することを目的として、安定下位価格を定めるとともに、指定乳製品、指定食肉につきましてその額をこえて騰貴することを防止することを目的として安定上位価格を定めることとしたしております。従ひましてこの上位、下位の面安定価格の間に畜産物の価格が安定することを期待いたしているわけでありますが、この価格の具体的な決定につきましては、関係学識経験者をもつて構成する畜産物価格審議会を新設し、農林大臣はあらかじめその意見を聞いて、それぞれ畜産物の生産条件、需給事情その他の経済条件を参酌して定めることとしたのであります。

第二に、価格安定に関する措置についてでありますが、まず主として政府の出資による畜産振興事業団を新たに設立いたすことにいたしました。事業団が安定下位価格で買入れ、安売上位価格をこえて騰貴する場合に売り渡すことによって、指定乳製品及びび定食肉の価格の安定をはかることとしたのであります。この指定乳製品の買入れにあたりましては、その乳業者が生乳の安定下位価格以上の乳価を払うことを条件としたしておりますので、乳業者がそれ以上の乳価を支払うことが期待できる仕組みであります。また売り渡しにつきましては、事業

國がその保管しているものを売り渡すのでありますが、その際、事業団に手持ちがないというような事態につきましては、乳製品、食肉の輸入を行なひまして事業団が売り渡すことができることとしたしております。右の事業団による売買のほか、農林大臣または都道府県知事は、実情に即して生産の安定下位価格以下の乳価を支拂う乳業者に對しまして、乳価を少なくとも生乳の安定下位価格まで引き上げる

よう勧告できることといたしますとともに、畜産物の価格安定につきまして、価格低落時におきまして生乳及び肉畜産物の生産者団体、乳業者の自主的な計画と調整に期待いたしまして、生乳生産者団体が委託加工を含む乳製品の生産に関する計画を立てること、生乳生産者団体または乳業者が乳製品の保管または事業団その他の販売に関する計画を立てること、肉畜生産者団体が食肉の保管または事業団その他の販売に関する計画を立てることのそれぞれに關する計画につきまして、農林大臣が認定することといたしました。

この農林大臣の認定があつた場合におきまして、事業団は、生乳生産者団体の乳製品の委託加工をあっせんいたしますとともに、乳製品、食肉の保管経費について助成することとしたしましたほか、農林大臣は、事業団のあつたせんににもかかわらず正当な理由なく委託加工に応じない乳業者に対しまして、生乳生産者団体の申し出によつて、その委託に応ずるよう指示できることとしたしました。以上の価格安定に関する諸措置の適切な運用によりまして、価格安定の実を上げ得るものと考えてる次第であります。

第三に、畜産振興事業団について申し上げます。畜産振興事業団が行なう價格安定措置については、さきにその概略を申し述べた通りであります。事業団は、この他牛乳乳製品及び食肉の需要増進業務を行なうとともに、従来の酪農振興基金の債務保証業務その他一切を引き継ぐこといたしました。従つて、事業団設立に伴ない、この酪農振興基金は解散することとしたのであります。

畜産振興事業団の資本金は政府出資金十億圓と民間出資額の合計額であります。政府出資金につきましては、従来酪農振興基金に對しまして政府が出資いたしておりました五億圓と三十六年度におきまして新たに政府が出資することを予定いたしております五億圓とを合わして十億圓といたしましたのであります。が、事業団にこの他借入金をする事ができることとしておりますので、これらの資金をもちまして業務運営に当たることとなります。また、事業団には役職員のほか、評議員会を置くこととしたしまして、その業務運営に関する重要事項につきまして、理事長の諮問に應じて調査審議するとともに、理事長に意見を具申することができることとしたしました。

第四に、畜産物価格審議会の設置でありますが、農林省に設置いたしますこの審議会におきましては、さきに申述べた安定価格の決定につきまして農林大臣の諮問に應ずるほか広く牛乳、乳製品及び食肉の価格安定に関する重要事項につきまして調査審議いたすこととしております。もとより本法案が予定いたしております事業団の買入れ、売渡し等の諸措置が対象

といえます。品目は、おのずから限定されざるを得ないのでありますが、牛乳、乳製品及び食肉のそれぞれの内部におきましては各品目の間において相互に密接な関連がありますので、本審議会の審議もその全般に及ぶものといった次第であります。

以上が本法案の提案理由及び主要内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

次に、大豆業種交付金暫定措置法案につきましてその提案理由を御説明申し上げます。

この法案は、大豆の輸入の自由化が国内産大豆及び菜種の価格に及ぼす影響に対処するため、当分の間、その生産者及び集荷業者に交付金を交付して、農家所得の安定に資することを目的とするものであります。

大豆の輸入を自由化した場合、国内産大豆の価格は、かなり低落することが予想され、これに対処して農家所得の安定をはかるためには、従来の農産物価格安定法の措置によつては、適当でない点がありますので、今回新たに大豆の生産者及び集荷業者に交付金を交付する措置をとることとした次第であります。菜種につきましては、

その輸入の自由化は行なわれませんが、大豆の輸入の自由化に伴い、菜種の価格も影響を受けることが予想されますので、大豆と同様この法律の対象とすることとしたのであります。

以下この法案の主要な内容について御説明申し上げます。

まず第一に、政府は、大豆または菜種の集荷業者が、生産者から大豆または菜種の売り渡しまたは売り渡しの季

託を受けた場合において、割当証明書
を添えて交付金の交付の申請があつた
ときは、当該集荷業者に對し、一定の
基準によつて交付金を交付することと
いたしております。

交付金は、農家が受け取る価格の増
準となる基準価格、金利及び保管料等
の経費、生産地における標準販売価格
に基づいて算定することとしたしてお
りますが、この場合、基準価格は、農
業バリエイ指数に基づき算出した価格
及び生産事情、需給事情その他の経済
事情を参酌して定め、標準販売価格
は、大豆については消費地における標
準的な取引価格、菜種については集荷
業者の標準的な販売価格からそれぞれ
流通経費を控除した額を基準として農
林大臣が定めることとしたしておりま
す。

右の交付金のうち、基準価格と標準販売価格の差額に相当する部分が生産者に交付されることとなっております。

第二に、交付金の交付対象数量は、政令で定める一定年間における各年産の大豆または菜種の生産者販売数量の年平均数量、大麦及び裸麦の生産の転換のための施策の実施等による大豆を換へた菜種の生産の実績等を参照して定めること並びにこれを都道府県及び市町村を通じて生産者別に決定する手續等を規定しております。

最後に、この法律により交付金を交付する措置を講ずることにより、大豆及び菜種については、この法律施行の期間は、農産物価格安定法は、これを適用しないこととしております。

以上がこの法案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すま

ところが、現行漁業法に基づいて免許されております漁業権は、おおむね

この存続期間の特例措置の適用を受けない漁業権には、二つの種類がありまして、その一つは、漁業調整上あるいは公益上の必要により、漁業権の取り消しの事由が昭和三十八年八月三十一日までに発生することが確実である

○政府委員（伊東正義君） 政務次官から提案理由の御説明をいただきました。

ように、高率補助の適用もござい
ますが、原則はそういうことにいたしまして、
単年災という考え方でやっておる
わけでございますが、今度これにつき
ましては、従来の単年災だけの規定で
足りませんので、新しく規定を設けた
ような次第でございます。

それでは、連年災につきまして、ど

いうように一定のワタを作っておきま
すが、その適用される農家につきま
しの補助のやり方については、これ
は現在の高率補助と同じような考
え方をとっております。これも農
地、農業用施設で御説明いたし
ますと、現在は八万、十五万とい
うところに一定の基準を置きま
して、先ほど農地については

五割、農業用施設は六割五分と申し上げましたが、今度は八万円をこえまして十五万円まで、それから十五万円以上というふうに分けて八万円までは、農地でありましたら十分の五、八万から十五万の間は十分の八、それから十五万をこえまして十分の九、農業用施設はそれが六割五分、九割、最後は十割というふうな算定をいたしておりましたが、今度の連年災につきましても、高率補助をします場合は、先ほどの四万、十万の間に発生した災害がすべて、過去三カ年に発生した災害がすべて、その年に発生したというふうにならして、その場合にどうなるかというふうなことで補助率を算定することにしました。算定の例は、後ほど簡単に御説明しますが、そういうことにいたしております。これは農地、農業用施設で御説明いたしました、林道についても考え方としては同じような考え方をしております。また、連年災の規定を設けましても、単年度に起きた災害だけで今申し上げましたような計算例で計算した方が、連年災三年間とってそれが薄まってしまつて、補助率が低くなるというふうな場合には、選択的な規定を置きまして、過去においては、過去二年は災害が割合薄かった、しかし当年度は高かったという場合には、その当年の分だけをとりまして高い補助率を適用するというような選択的な規定を設けまして、どちらでも高い方を、農民の有利な方をとります。これで、当年は大した被害がありません。でも、過去一年、二年の間に大きな被害があったというふうな人につきましては、当年災は従来ですと非

常に低い補助率になりますものも、これは連年災の場合には、高い補助率が適用できるというふうなことに相なるように編成したわけでございます。計算例を農地、農業用施設だけにしまして一応お配りしてあると思うのでございしますが、設例で三つ設けてござい

一番目は当年災では普通補助率の適用しか受けられないというところでも、連年災の規定を持つてきますと、これは補助率は上がりますというのが第一番目の例でございます。

第二番目は当年災でも高率補助にはなるけれども、連年災の規定を持つてきた方が、なお補助率が高くなるというのが、二番目の例でございます。

三番目は当年災で計算した方が、連年災の規定を適用するよりも薄まらないうで、補助率が高くなるというのが第三の例としてあげております。いずれも農地と農業用施設の事業費の比率は、便宜上全国平均の二対四としまして、それから戸数も被害関係農家は便宜上当年災三十戸、三年間六十戸というふうに一応の前提を置きまして計算した計算で先ほど申し上げましたように八万、十五万を境いとして高率の適用があるというところでやってみますと、こういう例もございすという

きましての計算例をお手元に差し上げております。それを補足説明いたします。ただいま農地局長からお話がありましたのでございしますが、そのうちの林道の適用条件につきまして申し上げますと、市町村の区域内でその年に発生した災害にかかります復旧事業費が、関係の林道の既設延長につきまして一メートル当たり千円をこえるものについて適用するという旨に現行法はなつておるんでございしますが、単年災でございす。連年災につきましては、それを災害にかかります復旧事業費の合計額がその三年間の関係林道の既設延長につきまして、メートル当たり千円をこえ、なおかつ当年災にかかります災害復旧事業費が関係林道の既設延長につきまして、メートル当たり五百円をこえるもの、いわゆる農地の方の十万円、四万円というものが林道ではメートル当たり千円、五百円というふうになるわけでございます。

またその単年災におきましては高率補助の資格がないものにつきまして、この二に述べておりますように改正法の基準によりまして、この三年間の関係林道の既設延長で、三年間の事業費を割りまして四万円になりますので、千円をこえまして、かつまた三十五年災の事業費につきましても五百円をこえるというによりまして、この高率補助が適用になるという例でございます。

それから三は、これは現行法で計算した場合の方が連年災で計算した場合よりも高率になるという例を出したものでございす。

簡単にございすが、この計算例の御説明を終わります。

○委員長(藤野繁雄君) 以上で本案に対する補足説明を終わりました。

続いて本案に対する質疑を行ないます。御質疑のあり方は、順次御発言をお願いいたします。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記を始め、ここしばらく休憩し、午後一時から再開いたします。

午後一時三十三分休憩

午後一時二十九分開会

○委員長(藤野繁雄君) 委員会を再開いたします。

果樹農業振興特別措置法案(閣法第九九号)予備審査を議題といたします。まず、本案について補足説明を求めます。

○政府委員(斎藤誠君) 今回提案いたしております果樹農業振興特別措置

法につきまして補足的の御説明を申し上げたいと存じます。

特別措置法案の提案理由につきましては、さきに御説明したところでございますが、その提案理由にも述べております通り、近年における果樹農業の急速な伸張が見られ、また、今後成長農産物としてわが国農業におきます重要な役割を果たすものと考えられるわけでございます。そのような意味から、果樹農業の健全な発展をはかることが現在強く要請されておると考えるのであります。農林省におきましては、関係予算を計上し、昨年にございましては果樹行政機構の整備強化をはかりまして、振興局に園芸課を設けることにいたしましたのでございすが、果樹全般につきまして、今後生産、流通、加工の各分野にわたつて総合的な施策を講じて、健全な果樹農業の発展を期することが必要であらうと考えるのでございす。

このような果樹農業振興の一環として、御承知のように、昨年の第三十四国会におきまして果樹農業振興特別措置法案を政府案として上程いたしましたのでございすが、この法案は周知の通り審議未了のために不成立に終わっております。政府といたしましては、この旧法案をもとにいたしまして、三十六年度予算の内容等をも勘案いたしまして、あらためて今回果樹農業振興特別措置法案を提出することに相なつたわけでございます。

法案の主要な内容といたしましては、第一に、果樹についての長期見通しを立てこれを公表すること。第二に、合理的な果樹園経営の確立をはか

るため、指導、融資等の措置を講ずることとしたしております。第三に、流通、加工の合理化等、果樹農業振興のための方途及び都道府県の援助措置を規定いたしております。第四に、果樹農業振興審議会を設置することとしたしております。

以上の四点が法案の主要な内容でございます。以下、主要な点につきまして先般提案された法案と比較しながら申し上げたいと存じます。その第一は、果樹についての長期見通しでございます。

第二条に、果樹の植栽等についての長期見通しを規定いたしましたわけでございます。言うまでもなく果樹の永年作物としての特性にかんがみまして、今後果実生産の安定的拡大をはかるためには、果実の長期的需給の動向に即応した果樹の植栽と、果実の生産を誘導する必要があるわけでございます。このため今回の法案におきましては新たに長期の見通しに関する規定を設けることにいたしました。果実の需要及び生産の長期の見通しに即応いたしまして主要な果実の種類ごとに植栽、それから果実の生産についての見通しを立ててこれを公表することとしたしております。

大体的な考え方としては、植栽の見通しにつきましては、政令で五年後、その他の果実の生産につきましては、五年後または五年ごと、十年後を目標に立てることとしたいたしたい、かように考えておるわけでございます。それから二項におきまして、果樹につきましましては御承知のように特に立地条件によつてそれぞれ特性を有するのでございまして、国や都道府県は果樹農

業振興対策を講ずるにあたっては、右の長期計画の見通しのほか、さらに地区ごとの特性を十分考慮して施策を行なうという宣言的規定を設けたわけでございます。

それから第二は、第三条以下の合理的な果樹園経営計画の確立のための措置でございます。これは第三条から第五条にかかわるものでございます。果樹園経営の合理化をはかるためには、果樹農業者の集団または果樹農業者が構成員となつて法人は、果樹園経営計画を作成することができるということにいたしました。これについては国及び都道府県は、その作成について適切な助言、指導を行なうことにいたしましたのでございます。従来この点に關しましては、公庫から融資を受けま

す場合に、果樹園経営計画を提出いたしまして、そしてその認定を受けて融資を受けるということにいたしましたのでございますが、今回、果樹園経営計画の適否のみを府県に申請して認定を受けて、受ければそれに対して知事に認定をする義務を与える、こういう制度を設けたわけでございます。従来とも果樹園経営計画につきましては、事実上、県なり試験場なりの指導を受けておたつたわけでございますけれども、今後の事態に即応いたしまして、果樹園経営計画を作つて、そして一定の集団的な園地を作り、さらにどういう品種をどういう計画で作つたかよろしいかといったような、計画自身の認定を知事に求める、こういう道を開いたのでございます。で、その結果一定の条件に該当したものの、つまり第四条に規定いたしております条件に該当したものにございまして

は、知事はこれに対して認定をいたすことにいたしました。その中でさらにこの経営計画を達成するために必要な資金の貸付を希望するというようなものにつきましては、特に第五条以下におきまして公庫から資金の貸付を行なう、こういうことにいたしましたのでございまして。経営認定を受けた者が、あるいは近代化資金の融通を受けるということになる場合もあると思ひます。しかし、ここでは特に公庫から金の融通を受けるものだけにございまして、第五条に資金の貸付の規定を設けたわけでございます。この経営計画の作成、指導につきましては、予算といたしまして三十六年には六百四十六万円を計上いたしております。

それから第三条におきまして、果樹は政令で定める果樹に限ると規定いたしておりますが、現在柑橘、リンゴ、ブドウ、ナシ、桃、桜桃、ビワ、カキ、及びクワの九種類を予定いたしております。

それから申請の資格者につきましては、果樹農業者二人以上共同して園地における果樹の栽培を計画的かつ合理的に行なおうとする場合、当該果樹農業者とそれから果樹農業者が構成員となつて法人ということにいたしておりますが、いわゆる農業生産法人につきましても、果樹園経営計画作成の主体として本法案の対象とすることに考へておりました。これにつきましては別途農地法の一部改正法案の附則で諸要の措置を講ずることとしたしております。

ましては据置期間を十年以内とし、その期間中は年六分、償還期間は十五年以内としてその間は七分とする予定でございます。なお、これに關連いたしましては、公庫に十億円を予定いたしております。

それから第四条の都道府県知事の認定条件でございますが、その第一は園地の面積を掲げておりますが、これにつきましては今後の果樹園経営における生産性の向上をはかるためには、園地の集約化が基礎条件でありますので、また特に商品生産の色彩のきわめて強いという点で、一定量以上の出荷単位が要求されるというようなことを考へまして、計画対象の園地の目標といたしましては、おおむね十町歩以上集約して所在しているということとを条件としております。また立地条件につきましては、農林省令で定めることにいたしておりますが、気象条件等の最低の限界条件に適合することを要するということに規定いたしたいと考へております。なおまた、右の十町歩という面積が集約する都合を規定いたしております。この十町歩の面積は、現在すでに園地化されているということを必ずしも要するものではないと思ひますが、将来植栽されるものも含めて計画目標の達成のときまでにおおむね十町歩以上集約化した果樹園が形成されればよいという趣旨でございまして、この点については弾力的な運用をはかつていく考へてござい

ます。なおまた、今申し上げました集約の度合いにつきましても、統一的な果樹園作業によつて運営される園地の集約を意味してございまして、

必ずしも連続し接続しているという条件として考へてないという点でございます。

それから次は、第六條ないし八條に移りまして、ここでは流通、加工の合理化等果樹農業振興のための国及び都道府県の援助措置を規定いたしたものでございます。今後の果樹農業の健全な発展を期するためには、生産面での施策とともに、果実の流通、加工の合理化のための施策が必要であり、このために新たに第六條を設けて、国及び都道府県は果実及び果実製品の生産、集荷、貯蔵、販売、価格等の状況について調査を行なうとともに、市況放送とか中央、地方の協議会の開催等によりましてこれらの情報を提供するよう努めることとしたしてございまして、生産面に対応する流通、加工の部面におきましては、行政部面としては今後の拡充に待つべきものが多

それから第七條は、第六條以外の援助措置につきまして規定いたしましたわけでございまして、特に果樹につきましては、今後果樹の新植、改植に際しまして、種苗的的確なる供給の確保と、さらに優良な種苗の供給が必要でございまして、特にそれらの点につきましては予算も計上いたしまして援助の措置を講じて参りたいという意旨で、第七條にはその旨を規定した次第でございまして。

以上の施策に関連いたします三十六年度の予算といたしましては、第六條の調査とかあるいは情報提供、協議会等の関係経費としまして二千三百六十一万三千円、それから苗木対策関係として八百四十万六千円、これらを合せて果樹振興関係の経費としては六千四百六十万円を計上いたしておりますが、このほか試験研究あるいは卸売市場、輸出振興等についても、農林省の各部署において別途計上いたしております次第でございまして。

第四は、果樹振興審議会の設置についての規定でございまして、第九條から第十三條まで規定いたしております。果樹振興の健全な発展をはかりますためには、今後生産から流通、加工、消費にわたる各般の施策をさらに強化拡充していく必要があると考えられてございまして、本法案におきましては、そのための一つの措置として果樹振興審議会の設置いたしました。これに果樹振興全般にわたる重要事項を調査審議せしめる、こういうことにならして参ります。委員の数は十二人以上となつておりますが、生産、流通、加工、金融等にわたる学識経験者

を選定していきたいと、かように考えておる次第でございまして。
以上が本法案の補足的説明でございまして。
○委員長（藤野繁雄君） ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長（藤野繁雄君） 速記を始め以上で本案についての補足説明を終わりました。本法律案の質疑は、目をあらためて行なうことにいたします。

○委員長（藤野繁雄君） 開拓融資保証法の一部を改正する法律案（閣法第一〇〇号）予備審査を議題といたします。本案に対する質疑を行ないたい。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○北村暢君 ます、あの開拓者資金金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法が、この前の国会ですて通過しておりますので、この政府資金の償還条件の緩和についての実情は、一体どういふふうになっておるのか、概略御説明願いたいと存じます。

○政府委員（伊東正義君） これは貸付残高は開拓融資特別会計からの貸付金は二百三十一億くらいでございまして、それを、これは全部が対象になるわけではなくて、返せる人もあるわけでございまして、条件緩和をしなくてもよいわけでございまして、一つは、今までは組合貸しをいたして、おりますので、これを個人別に切りかえていくというのをやっております。二百三十一億のうち、三十五年度に法律が発足しましたのが若干おそい関係で約六十

四億という金を割り振りました、二百三十一億のうちでそれを組合貸しをしておるのを個人別に切りかえて、その上で条件緩和をするという作業を実施しておるわけでございまして。これは組合貸しをしておりまして、国の特別会計からだけじゃなくて、中金あるいは公庫の金もございまして、国の金だけを個人別に切りかえるといひましても、これはなかなかむずかしいので、系統資金、公庫資金につきましても、実は一緒にやっておりますのでございまして。まだ六十億割り当てまして、借りかえいたしましたりしましたのは、たしか二十五、六億というふうな記憶いたしておりますが、三十五年度中にはそれだけはやりまして、残りにつきまして三十六年度中に借りかえなり、償還条件の緩和をしたいというふうに思っております。見通しでござい

ますが、おそらく条件緩和をする人のうち六〇％くらいはおそらく五年据え置き、十五年というふうな長期の借りかえになるのじやなからうかというふうな見通しをいたしております。

○北村暢君 それで借りかえが、二百三十一億のワケでやろうとしておるのですが、この前の委員会資料要求をしておりまして、開拓関係の政府、公庫並びに系統資金の総額についての資料要求をしたのでありますが、きょうの配付された資料の中にあるようにありますが、きょう今いただきましたものをみると、大體開拓者のこの借入残高等について概略説明をしていただきた。それとですね、今申しましたこの償還条件緩和の法律に伴う関係について、ちよつとわかるように説明していただ

きたい。
○政府委員（伊東正義君） きょうお配りました資料のうちで、八ページをお開き願いたいのでございまして、八ページに開拓者の借入金残高、三十五年三月三十一日現在推定、若干推定が入っておりますが、表がございまして、ごらんになりますと、一番上が開拓者資金、これが特別会計でございまして、二百三十一億。それから農林漁業金融公庫資金が四十四億八千五百万、それから災害救済資金、それから次の管農政善資金、これは災害のときに借りまして、災害救済資金は短期でございまして、管農政善資金は十年の方に借りかえ、災害資金で両方中金から出ております。それから自作農資金が四十五億三千八百万、これは公庫から出ております。それから保証制度のきょう御審議願っておりますものによる残高が一億六千八百万、合計しまして三百六十三億八千八百万という貸付残高がございまして。実はこのほかに註(2)に書いておりますように、このほかに系統プロパーの資金、あるいは個人債務というふうなものがあるがござい

まして、これは三十四年度に管農政善調査しましたときには、系統プロパーの資金が二十一億とその他個人債務が十五億というふうなものがございまして、上の表にはそれは載せておりませんが、今申し上げました貸付残高が三百六十三億で、一戸当たりして見ますと、これは一戸当たりの平均でござい

ますが、右の方にございまして、全国平均では二十四万五千円、その中で十五万六千円が特別会計の資金ということになっております。それで条件緩和

いたしますのは、このうちの開拓者資金の残高二百三十一億でございまして、これを対象にしまして、どうして返せぬという人については五年据え置き十五年、あるいは据え置きなしの十五年というふうなふうにして、借りかえをしていくというのが二百三十一億を対象にしたそのうちのかなりの部分をそういうことにいたすというふうな考えております。

○北村暢君 そうしますとね、今ここに出ておる三百六十三億八千八百万です、これに対して二百三十一億を借りかえしようと、こういう計画になっておるわけですね。それで昨年度から実施して、昨年度が六十四億のワケのうち、実施になったものが二十五億程度でないかという見通しのようでござい

ますが、この二百三十一億のワケは何年間でするかを実施しようという考え方になっておりますか。
○政府委員（伊東正義君） 残高二百三十一億ございまして、借りかえをし条件緩和をするのは、実は三十五年と三十六年に条件緩和をしようということになっております。ただ二百三十一億全部を条件緩和するわけではございせん。この中でも返せる人は、従来のと同等に返せる人もございまして、借りかえは、個人別の借りかえは希望があれば、みないたしますが、条件緩和をしますのはそのうちの七割くらいになるのじやなからうかという今予想をいたして参ります。
○北村暢君 そうすると、借りかえは全部するが、条件緩和するものの七割というの二百三十一億の七割ですか。
○政府委員（伊東正義君） 私どもはそういうふうな思っております。

○北村暢君 そうしますと借りかえし

ますという、政府資金それから公庫、系統資金と、これを全部引くくめてこの借りかえをするということになるという、手続としては非常に条件としては簡素化されるのではないかと、思ふのです。思ふのですが、これはいろいろな種類の条件のものを借りておるわけでしょう。そうしますと、この条件緩和の分とそうでないものと、従来の貸付条件よりも低下するものがあるのかないのか、この点についてどのような計画でおられるのか。

○政府委員(伊東正義君) お答えいたします。個人債務を全部借りかえをしようというのは、開拓者資金だけでございませう。実は公庫、系統資金につきましては、これは債務の確保といひますか、全部個人貸しにしてしまふということよりも、中金の考えは、お前さんは幾ら借りておる、災害資金は幾らだというふうな、個人別に債務の確保をしよう、借りかえされるあとの方は、まだ徹底してやろうというふうには、実は考えておりません。そういう確認をいたしておるわけでございます。ただ開拓者資金につきましては、先生今おっしゃいましたように、これは借りかえをしよう、で、その場合の条件でございますが、これは先生おっしゃいますように二十年ものでございませう、十年ものとかいろいろのものを借りておられます。また、その現時点をとらえまして、残っておる期間もばらばらでございます。こういうものにつきましては、金利の一本のものと加重平均しまして、決して今までよりも不利にならぬというやうなやり方をもって借りかえをすることにしてお

ります。

○北村暢君 だいふ実情が、どうもまだはつきりわからないのでございませう、大体私はこの措置による借りかえなり、条件緩和というやうなことでやつても、これは既往の負債に対する措置であるわけですね。従つて、それでは、もちろんこれも重荷になつていって、開拓者の営農自身が振興しなかつたというところではあるのですが、当然私どもの考え方では、開拓者の今までの借金というものは、たな上げせよという要求が相当あつたわけですよ。ですからこの措置によつて、一体どの程度借金が増重にならない程度になるのか。今もお伺ひしているといふいろいろ種類があつてそれをどういふやうに処理されるか、加重平均でもつて従来よりも不利になるやうなことはないのだと、こ

うおっしゃられるのだけれども、どういう意味において、今直ちに、どんな返済をしているというやうな形では、実質的に営農改善のために役立たないのじゃないかと、こつちういふうな感じがするのです。従つて、今の御説明いただいた中で、端的にどの程度重荷にならないで今後の営農の改善に役立つのか、こつちうの辺のところをもう少しわかるやうに説明してもらいたい。

○政府委員(伊東正義君) 条件緩和しますものの中で一番有利なものは、今償還期に来ておるというやうなものにつきまして、また新しく借りかえせらる五年間は償還しない、五年据置十五年二十年かかつて償還というやうな一番有利な条件緩和をしようとしておりますのは約六〇%ぐらい、先ほど申しましたやうに開拓者の六〇%ぐらいがそれに該当するのではないかとこつちう

にわれわれは推測しております。なるべく私どもとしましては、償還の時期にきておられますものにつきましては、そして営農不振だといふ人には、今言いましたやうな一番有利な据置期間を

作りました、これは従来の基本営農資金、最初に貸しましたときと同じ条件でございませう。そういう有利ななら五年間は払わぬでもいいというやうなことをしまして、借金を返していくというここの重圧に対しては、ある程度負担の緩和をしようじゃないかといふことで、それが対象の一番大きなものであらうと思つております。それだけであつて、先生がおっしゃつたそれはうしろむきのあれでございませうので、振興対策資金といふ前向き、たとえば乳牛を入れますとか、機械を入れますとかいふ場合につきまして、そ

ういふ人に対しては来年度二十五億の予算を取りまして、貸付は従来通りやつていくというやうな格好になつております。

○北村暢君 そこでお伺ひしたいのは、私は今の開拓者の現状からいへば、乳牛、果樹相当入つて参りましたけれども、大体平均からいへば、まだこの家畜等の導入についても既存農家から比べれば非常に程度が低い、こつちういふやうに思ふのです。まあ実態もさうだと思ふのですが、従つて、今までの開拓に対する抜本的な要請が行なわれて開拓振興資金等もやられてゐるのですけれども不徹底であつて、従つて振興資金等これはワケを拡大しない限り問題にならないのじゃないか。それから今の出ておりますこの資金による債務保証による系統資金等についても、中期、短期の高利のも

のでは、なかなか開拓ではペイをしなうというところで、全体的からいってどうしても抜本的な開拓の振興をはかるためには、今までのとつた措置では、

私は振興しないのじゃないか、こつちういふふうに思ふのです。従つて、この所得倍増なり、あるいはこの今基本問題で触れてきております自立農家なり、こつちういふものとの関連において、この営農類型といふものを根本的に検討し直さなければならぬのじゃないかとこつちういふ感じがするのです。従つて、それに見合う財政投融資というものが、当然考えられなければならぬのが、こつちう思ふのですが、それで従来のとつてきた施策と、今度抜本的に開拓のあり方といふものを変えていくことといふ、しかも既入植者に力を入れて新しい開拓はやらぬ、こつちういふ考え方なんですか、それじゃ一体どのやうに抜本的にやつてもらふのか、入植者の八割が営農不振だといふ、それにいろいろ措置はとつたけれども、実際はやはり不十分で、今の開拓農家がほとんどに立って行くといふやうな形にはならないのじゃないか。しかも畜産三倍の果樹二倍といふこの施策と、開拓農家といふものについて、どのやうに一つこの対策として考えられておるか。どうも基金ですか、協会の五千万円くらいの増資では問題は解決しそ

うに私どもは考えられないのですよ。それでこのやうに自立農家との関連において、この不振状態にある開拓農家を振興させようと思つてゐるのか、こつちういふ方針としてお伺ひしたい。

○政府委員(伊東正義君) 今、先生おっしゃいました五千万円は、これは実は昨年は一億で、今年は五千万円にな

りましたのは、この前もちょっと御説

明いたしましたやうに、これは地方の協会の出資と、中央の協会の出資とバランスをとつていくものでございませうから、地方の出資が来年度、一年度では昨年のやうにそのバランスがとれるとは、一億が出すほどは集まらんやうな見通しで、実は五千万にいたしたわけでございます。こつちう五千万円とか、こつちう金で、基本的な問題をどういふやうに、先生のおっしゃる通り解決はいたしかねる点でございませう。

もう一つの大きい問題でございませうが、これは開拓営農審議会といういろいろ問題になつてゐるところでございませう。新規のはどうしてゐるかといふことにつきましては、実はきょうも審議会がございまして新しい開拓をどう考へていくかといふことは、きょうから御審議願つておりますが、私どもとしては、新規のものについては、先生おっしゃる通りでございます。これは過去のやうな開拓ではまずいので、やはり営農類型その他につきましては、相当高いことを考える必要があるのじゃないかといふやうに思つておりまして、現時点で新規に入つてもらう人につきましては、なるべく、所得基本類型を現在作つておりますが、三十五万といふのを大体見当にして作つておられますが、少なともそれまではやうなやうなことを考へたらどうかといふやうなことで、基本類型中に入れようといふやうなことを考へております。

既入植者につきましては、これは審議会でもいろいろ議論がございまして、今入つてゐる人をどの程度のとこ

ろに持つていくのだ、それにまた既入植者全部をそこまで持つていくのかということがある議論になりまして、まだ結論は出ておりません。やはり既入植者の中でも、全部この対象とするのではなくて、やはり卒業生は卒業生として見ていくし、どうしてもその開拓地へ開拓者として残っていくのは無理だと、また皆農の意欲その他も考えまして、これはある程度の、まあ環境整備的なもので、そういうことをする人と、ほんとうに入植者として営農していくその望みのあるという人と、若干いろいろ分けてみまして、それで今後の対象に、開拓の対象にするという人については、少なくとも近傍の農村の専業農家と同じくらしいレベルには早く上げた。今、開拓管農振興臨時措置法でいろいろ施策をやっておりますが、これをどういうふうに変更するかは別問題でございますが、やはり時点を切りまして、そういう人は少なくとも近傍の農村の専業農家と同じレベルまで持つていって同じスタート・ラインにつかせて進めたいというように、ことが抽象的に今議論されておるわけでございます。最終的な答申はいたしておりませんが、その場合に、所得何十万というような目標まではまだきまつておりませんが、考え方としては今申し上げましたようなところに、早くスタート・ラインにつけて、その上でその人たちがさらに拡大していくというように、今持つていきたいと思いますというように、今今審議会で議論されております。私も大体そういう考へ方ですが、具体的にそれじゃ所得を何十万にするというように、こら

ではいろいろまだ問題がございますので、確定はいたしておりませんが、なるべく大きな人を、これから開拓者として残せるというものを、かなり幅を持った人を選びまして、その人を中心の開拓事業を進めていくというふうにして、思っております。

○北村 幡君 そうしますと、今の考え方で、今の十四万何千何千の入植農家をさらに整理をしていくというふうな考え方ですが、昨年から実施しました過剰入植の整理の状況、これは一体どういうふうになっているのですか。

○政府委員(伊東正義君) 過剰入植の問題でございますが、これは三十五年度では六百戸が予算の対象になっておったわけでございます。それで私も県の方といろいろ相談し、話がついて、それじゃほかへ出ようという話がついた数が四百二十三戸ございまして、内訳を見ますと、海外に移住するといふ人が八十九戸、約九十戸ございまして、それから再入植をするという人が六十九戸、それから農村に帰つて、あるいはまた山で働く、農業なり林業にまた、そこからは引き揚げて従事したいというものが五十三戸、鉱山に行きたいというものが八戸、それから二次産業、製造工業その他に行きたいというものが十戸、その他は町に出るとかあるいは三次産業につくというようにな人が百二十五戸というふうな数字になっております。六百戸予定いたしましたのが、初年度でもございまして、今言いましたような実績になっております。

○大河原 一君 ちょっと今の関連するのですけれども、これはあらためて何か、基本法等の中に御質問申し上げるの筋だと思つておりますが、今北村さんのところと関連しますから聞くのですが、基本法の中に構造改善事業計画案なるものが考えられて、全国の場合九十二の指定地域のための、その選定基準というものが考えられておるのですが、その選定基準の中に、開拓地域というものが入つておるかどうか、一つこの際聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(伊東正義君) 私実は局が違ひますので、そこまではつきり知っておりませんが、これはある村を選んで、そこで集中的にいろいろな、たとえば環境整備の問題でありますとか、基礎整備の問題とか、あるいは交換分合ですか、あるいは農地の信託、いろいろなことを集中的に施策をしてみようというところをございまして、ある村の中に開拓地が入つたところも私は当然選んでもいいんじゃないかと思つておりますが、まだ私もはっきりいふことができません。その点については調べてまいりまして、御答弁いたしたいと思ひます。

○北村 幡君 そうすると、六百戸の予定で四百二十三戸間引きができた、このうち再入植がある、あるいは海外へ出て行った者、これは農業をやろうという意欲のある者が大部分だと思つておりますが、この程度であるということになりますと、これは昨年の場合、試験的にやるのではないかと、説明のときにも、そういうふうな口ぶりであつたわけですが、今年度予算でいくというのと、これが約三倍くらいにふえているようですが、一体、この過剰入植の整

理というものをどのように将来考へていくのか、試験ではなしに、どのくらいの戸数のものを減らそうと、間引きしようと思つておられるのか。

それとも一つ、過剰入植です。それから、過剰入植の地帯はいくらですか、とも、そうでない適正規模というのか、今の配分でいいたというふうなところまで拡大していくというふうなところ、先ほどの局長の説明ですという、不振農家は、開拓農家のほうにもこうにもならないというの整理していくより、もう一つ、そういうふうなものは他産業へ持つていかなければならない、こういうふうな考え方もあるようです。それから、過剰入植とそのほかの不振農家というふうなものとの関連で、一体どんなような計画を持つておられるのか、この点についてお尋ねしておきます。

○政府委員(伊東正義君) 金額は確かに三倍くらいになっております。ただ戸数は三十六年度は千戸でございまして、これは三十五年が十五万という、その三分の二を補助するという形でございまして、来年度は十五万を倍にいたしました、一戸当たり三十万、その三分の二補助ということになります。たので、金額はふえておりますが、戸数は千戸でございまして、これは私の方ではまだはっきりと計画が立ちまして、どの地区で何戸、全国でどうという数字まで実はまだ計画的に——集まつておりません。来年度千戸というのや、はり試験的と言わざるを得ないと思つております。ただ、県等では、いろいろ過剰入植と思はれるところを調べまして、県の、自分の県はどうだというふうなことを持つてきまして、集

計しますと六千七百、約七千戸くらいの数字を実は持つております。しかしこれは私どもとしまして計画的にそれがそういう数字でやるのだというふうなことまで、まだつめておりません。それからさつき私御説明しました中で、何か整理というふうになつたというお話でありましたが、まだ審議会の方でいろいろ分類分けをしまして、その残った人についてどうするか、どういふ対策をとっていくかというところは、実はまだはっきりきまつておりません。従来も入植された人で自然脱落といふもの、何か出ておるものは、先ほど御承知の通りで、今まで五万戸以上、五万九千戸くらい脱落といひますか、脱落している人がございまして、これはそういうふうな自然にまかせるか、少し計画的にやつて、どうしても出たいという人は出やすくするといふことをやる必要があるんじゃないかといふことを考へております。

これは審議会の答申をいたしまして、今、今の開拓管農振興臨時措置法をどうするかといふことを一緒に考へて、三十七年度からはどういふ考へ方であるかといふことをきめたいと思つております。

○北村 幡君 昨年は十五万円で、今度は一戸当たり三十万円というが、これは実施してみても、十五万というのではとても離農できないというところで増額されたのかどうか。大体開拓農家が離農する場合に、転業資金なり何なりという考へ方がはい入つてくるのだからと思ひますけれども、一体、十五万とか三十万という、倍に実になつたわけですが、そこら辺の、実施した状況から見ると一体どういふよう

はそう思いますね。特に有畜農家としての、それしか開拓農家に道がないと思うのですよ。果樹もね。それが今平均して、乳牛等でも、一戸当たり一頭足らずの平均、そういう状態の中で、開拓農家をよくしようといったってなないですよ。だからやっぱり振興資金にしても、総ワケが問題になると思うのですね。僕は、今言ったように、一戸当たり十萬幾らで何やれといったってこれはできないです。ですから、

そういう自立農家との関係において、抜本的なものを私どもは考え直さなければならぬ。そういうものは、やはりまた開拓農家は望んでいるんじゃないか。非常に苦勞をしてきておられるわけですから、そういう措置をとれば、やはり開拓精神というものを保持している人が残っておるわけですから、相当ふりにかかたものですからね。私は各地の開拓地へ行って、いろいろな意見を聞いてきますが、もう、やはり問題は金がないということです。借金も借金ですけれども、借金はいくらも借れないものではない、絶対的にこれは資金のワケが足りないのです。借りられないのです。金も、そこは問題がやっぱりあるのじゃないかと思ふのです。従つて、多頭飼育の問題なり、あるいは果樹転換なりやろうという意欲は持っておられるけれども、持つておられるけれども手が出ないというのが実情である。このように思ふのです。ですから、今ちょっと触れられたようにございますけれども、これはやはり抜本的な考え方を直さなければならぬ。このように思ふのです。従つてこれはもう簡単にはいきませんので、何万年計画かでは計画的にやらないと、私はせつかく入れた十数万何千ものほり貸でもうどうにも、ほしにも貸にもかからないように、他産業にでも転換してもらふよりしようがないというのではなく、今のままでおいたらみんなそうなつてしまします。ですから、やはりせつかく多額の経費をかけて入植させたのですから、この離農をするのを待つようなことではなしに、積極的にやはり成り

立つような形における徹底した振興策というものがとらるべきである、こう思ふのです。ですから、この点について、これはもう何回か言われたことなんで、こんなことを今さら言う筋合いいでもないのですが、いずれにしても不徹底であるために、いろいろな施策はとられけれども、それがいづれも満足じゃない、不十分。不十分といつてももうはなはだしく不十分のために八割が不振農家だと、今だつて私は八割は不振農家だと思ひます。でありますから、いろんな振興対策をとりながら、なおかつ八割の不振農家というものは解消しないのですから、やはりこれから抜本的な対策というものが講ぜらるべきだと、こう思ふのです。だから、その点について熱意があるのじゃないのか、私はお伺ひしておきたい。これはまあ農林大臣とでも一発やらなければ話は解決しないのだけれども、局長せつかくお見えだから一応お伺ひしておきたい。

○政府委員(伊東正義君) 先ほど申しましたように、審議会でもそういうことが非常に問題になつてゐるので、そういう場合に、先生のおっしゃいますように、全部の農家、十五万戸です、これを全部対象にして同じような内容のことをやるのか、あるいはいろいろグループ分けして対策の内容を変えていくのかというところがいろいろ議論されてゐるのでございまして、私も少しはして全部といつても、また卒業生もいるんですから、全部じゃないが、ある程度幅の広い人を拾つて何とかしなければ、先生のおっしゃる通りに、さいの川原に石を積むようなことになつて、金を使つてもむ

だだというやうなことを何度かやっておりますので、今度の審議会で結論を得ましたら私もその辺のところは何か思い切つたことを考える必要があるんじゃないかというふうには思つております。

○大河原一孝君 先ほど条件緩和の問題が出たのですけれども、せつかく十五年間並びに二十年間という期限の一応の条件緩和が政府資金によつてなされることになつたのですが、ただその場合、その条件緩和の事務手続をとる場合に、その前提条件としてやはり農協の準備の持つておる債権債務の整理をしなければならぬと思ふのです。その整理をする場合に、政府資金ばかりではなくて公庫資金並びに系統資金に對してもあわせて整理をしなければならぬという、こういう条件ですが、しかし、一応この条件緩和のために政府資金は出しておるんだが、借金にほかもろん変わりはないと思ふけれども、しかし、あわせて公庫資金なり系統資金まで整理をしなければならぬということ、ちよつと僕はわからないところがあるのですが、その点について。

○政府委員(伊東正義君) 先ほどの八ページにございますように、貸付残高が公庫資金その他載つております。私も考えましたのは、残高の中で圧倒的に多いのは実は政府資金でございまして、これが非常に重圧になるといふことがいわれておりましたので、またわれわれもそういうふうな判断をしまして、政府資金だけにきまして実は条件緩和をしたわけではございまして、公庫資金、自作農資金等になりますと、これは一般的な問題でなくて、たとえ災害その他でありますれば延ばせるといふやうなことを具体的な個々の問題としてはやつておりますが、制度全般として今先生がおっしゃつたところまでやるかどうかということにつきましては、これは系統資金も入つておりますので、まだそこまで実は踏み切らずに政府資金中心で考えたわけではございまして。この問題は実は開拓者等からの要望もございしますが、なかなかむずかしい問題もございしますので、政府資金以外につきましては、これはもう少し検討したいと思つております。

○龜田得治君 この前、農地局長は開拓の審議会では一応近傍の中農農家で、将来の育成の基準というんのか、そういうことでそういうふうなことをちよつとおしやつたようですが、その中農というものの中身ですね、もう少し具体的に説明してほしい。

○政府委員(伊東正義君) 私が申し上げましたのは、審議会で決定とかそういうことはまだございせん、いろいろ議論をされてゐるということでございます。それで既入植の問題も今後の開拓の問題も振り返つてまた検討しようというやうなことで、まだ何も結論的なものは出ておらないんですが、既入植者についてどこまで一休、今北村先生のお話もございしましたが、上げていくのだらうという感じがいろいろ議論になつた中で、今基本営農類型というのを農林省でやつておりますが、これは三十五万ぐらゐの所得を一応目標にしたものを作つておりますが、それは三十五万以下でいいかということ

になりますと、これまた非常に問題がありまして、将来の所得倍増で考えております自立経営農家の所得ももっと高くなつております。ところが、現実のそれじや開拓者はどうかといふと、粗収入で見まして三十万から以下、粗収入でこれは七五%ぐらゐがそんなものでございまして。非常に低い。それを一率にここ短い期間の間に高い所得まで持つていくといつてもなかなかむずかしいことがあるんじゃないか、それである時限を何年か切りまして、切つて上げるのは、まず近傍の専業の農家のところぐらゐまで持つていつてスタート・ラインを一つにして、一緒にして、さらに進めようというこの議論が多く出たのでございまして、その場合にそれはスタート・ラインに張りつけない、そこからそれが将来の目標じゃない、そこから出たに出發していくんだという議論が出ております。その場合に一体所得は幾らにするのかというやうな具体的なことは、これは非常に地方々々の問題がいろいろございしますので、まだ所得が何ぼがいいというやうなことまではきまつておりません、これは他産業との均衡等いろいろの問題がございまして、絶対額でもそれは表現できるか、それらの問題はまたこれからの問題だらうと思ひます。

○龜田得治君 その際の近傍の、この前は中農農家といったと思つておるわけですが、これは基本法でいう自立経営にまで達しないものですか。

○政府委員(伊東正義君) これは所得倍増なり、基本問題でいつております自立経営というのはまだかなり高いと

ころを考えておるわけです。現時点でそういう高いものが相当近傍の専業農家にあるかという、私はそうよいけないと思っております。それでまずスタート・ラインにつける、スタート・ラインはそれよりも低いところということで、それから高い目標に向かって進んでいくということになるだろうというふうに思っております。それでいゝろんな振興対策の施策をするにも、まずスタート・ラインにつけるようなところまでの施策をしようというようにことが中心になるんじゃないだろうか。これはまだ中間の段階でございますので、結論的には申し上げかねますが、そういうことが議論されております。

○亀田得治君 これはまあ議論ですが、局長の意見じゃないのだから、あまり人の意見について質疑しても、多少筋違いかと思ひますので、この程度にしておきますが、もう一つ、きょう配付していただきました第五——一番あとの表ですが、この中で、労働力といひますか、人数の関係ですね。どの程度のもので運営されていくことになるのか、そういうような点はどうかとなっております。

○政府委員(伊東正義君) これは実験農場といひますか、この前先生から御質問がありまして、何か将来の問題として考へているかというこの例で、三十五年度から初めてやってみようと、大体これはみな共同経営でございます。それで、形としては、大体そこに入植をするということじゃなくて、地元の人々がこれは増反地として配分を受ける。そして、その増反地について経営するには、一つの法人を作るとなり、組合なりという形で、共同経営をやってみようというような形で、これは飯山はまだ始まっておりませんが、スタートしたのでございまして、たとえば久住飯田あたりは、これは、関係者は百数十戸ございまして、當時そこに出て働くのは、たしか私の記憶では、若い人が十人前後で、機械を使つてやってみようというようなことで、始めたばかりでございまして、これは牛を入れるとか、そういうような段階にはまだ至っておりませんが、開墾は始めておるといふような実情でござい

ます。

○亀田得治君 そうすると、まだ完成してないわけですが、完成した場合には、何人ぐらゐの労働力でやつていけるという見当なんですか。

○政府委員(伊東正義君) 大体の見当は、経営主体なり、構成員といふのが、五十名ないし百名ぐらゐの者で構成しまして、専従者は五、六名ぐらゐのところ、やれるのじゃないかといふような規模をえております。ただ、そのほかに、季節々々には、構成員の中から働きに出るといふようなことになると思つております。

○安田敏雄君 これは、一昨年できた草地制度研究会といふのがあつたわけですが、その草地制度研究会の答申に基づいたのが、第二表の草地造成年次目標ですか。

○政府委員(伊東正義君) あれは、今の答申は出ておりません。

○安田敏雄君 これは農林省自体か、あなたの方だけの試案なんですか。

○政府委員(伊東正義君) ここにありますが草地造成目標といふやつですね。これは、畜産局が一応こういうことも

考えられるという案でございまして、まだこれが農林省の案としてオーソライズして、外へこれでやりますといふふうにはなっておりません。

○北村暢君 これに関連してちよつとお伺ひしておきたいのですが、農地白書の中に百五十万歩の開拓適地がある。これは現在の技術をもつてして百万歩あるのだと、こういうことがあつたと思うのです。それで、今後、今出ているこの草地造成といふ問題を含めると、従来の耕地といつたような概念に對して、農用地として牧野、採草地をひくくめていきますといふと、まだ開拓適地といふものがあるのだと、こういうふうにも思ふのです。ただその場合、これは自然的条件において適地である、こういう考え方だろうと思ふ。従つて、未墾地として買収が簡単に行けるかできないかといふことは、これは別問題で考へられた数字なのか、そこら辺の百五十万歩といふ内容についてちよつとお伺ひしたい。

○政府委員(伊東正義君) この数字でございまして、この前亀田先生から御質問がありまして、お出ししました資料でございまして、最初の五百五十万といふ数字は、これは五十分の一で落として作つたものでございまして、条件等も、どつちかといふと、今から考へれば割合粗雑なものであつたのではないかと今考へております。

それから、次の先生の御質問がありましたが、この場合には、単に最初に五十分の一に落としたといふことだけでなく、条件等につきましても、現在の農地法の施行令にありますような基準——大

体ここにある基準でございまして、こういうことを頭に置き、それから取得の可能性といふことも頭に置きまして、果から報告をとりましたのが第二の二十八年度の調査でありまして、その果から出てきた数字と、それからそれまでに国が買ひました面積とを合算せましたものから着手しましたものを引ききましたのが百五十万といふことになつております。その場合に、先生おっしゃいましたように、取得の問題等も頭に入れました。これは報告が出ておる数字でございまして。

○北村暢君 この点、農地局のいう牧野と、林野庁で考へている森林法からくる原野、それから畜産関係の牧野法による牧野と、いろいろ考へ方が違ふのですけれども、まあ統計で原野と称するものが総計で約四百四十万歩くらいあるわけなんです。これは農林省の統計に出ておる数字なんです。そうすると、この原野の百四十万歩といふものは、これは畜産関係の採草地といふものと密接な関連を持っております。今の畜産局の資料によつても、集約牧野が四十四万歩で、それから改訂良牧野が五十四万歩、計で九十九万歩で、そこら辺、そういうような数字が出ておるのですけれども、これは、一体草地造成の点からいって、この原野と称するものと、この牧野といふものの関係、それから今度先ほど説明のありました百五十万歩、こういうものの関連なんですかね。同じ農林省の中で、おのおのが数字を出しておるのに、どれがほんとうなのかちよつと私どもわからないわけなんです。それで、この百五十万歩といふのは、もちろん山林を含んで、適地がある。

今説明によるといふと、適地基準による相当可能性のあるのが百五十万歩。現在の農地法によつて未墾地として取得できる見通しのもの、こういうふうな説明にお伺ひいたしましたから、これと原野あるいは牧野といふものの関連で、私どもは農地、耕地の概念の中に草といふものを入れるといふと、相当程度適地基準といふようなものも変えて差しつかえないのではないかと。たとえば傾斜度十五度以内といふことになつておるけれども、十五度以上でも草といふもので考へていき、農法そのものを變えれば、また開拓の技術そのものを變えれば、また開拓可能な土地がある。現在の技術だけで百五十万歩ある、こういうふうなことを考へるのですから、従つて、従来の農地といふものの考へ方といふものを今後成長財である畜産、果樹といふものを取り入れて、農用地として今後拡大をしていくといふ考へ方に立てば、開拓の技術そのものも進んできておりました。適地基準といふものもこれは改めなければならぬ、そういうふうなことは、現在の状況で開拓方式を考へないでも百五十万歩ある。こういうことを考へておるのですから、そういうことを考へておるのですから、そういう点からいって、ここら辺の統計数字なり何なりといふものについて、農地局としての見方として一体どう考へられておるかといふことなんです。それで、この前の説明では、十年間に二十一万歩ちよつとしか開拓しない、こういう考へ方にあるようです。

が、これは農用地を拡大しないという考え方からいけばそういうことなんでしょう。どうなんでしょう。私どもは開拓技術なり何なり進んでくれば、また大型機械を入れていくならば、もっと農地造成のために、従来の一反歩二十万なり三十万なりかけてやるといふことになしに、もっと安い単価で農地造成というものはできるのではないか、こういうふうな感じがするのです。

従つて、そういう点からいって、農用地の拡大という点について、白書との関連からいって、どのように感じておられるか。この点は後ほど基本問題とも関連しますから、大臣に質問したいと思つておられますけれども、一応事務当局としての見方、そういうものを一つ伺ひておきたいと思ひます。

○政府委員(伊東正義君) 資料で差し上げました百五十万歩につきましては、これは行政白書で示した数字でございます。この条件等をござらん願ひますと、傾斜その他につきましても若干、五百五十万歩より多きときも、十五度以上でありましてもそういうものはとるというように、条件はかくなり変えております。しかし、先生のおっしゃいますように、若干まだこれは検討の余地はあるかと思ひます。

○政府委員(伊東正義君) 五百五十万歩の間の調整は、もう少し厳密にやってみませんと、当然ダブっているものがかなりあるのではないかという

ふうにしてあります。草地につきましては、実は三十五年、三十六年に畜産が予算を取りまして、草地造成の可成りの調査を完了した。か畜産局でやつておられるはずでございますので、これがもう少し少したば、はつきりしてくるのではないかと、ううううに思つております。それで百五十万歩のほかに、九十九万なり百万あるというところまで、これはかなりダブつたものがあるのではないかと。まだ今私、ここで、現時点で、幾らダブつておりますか、という点を申し上げかねます。

が、かなりダブつておられるものがあるというふうなことは私も考へております。林野で出ております原野等につきましてもこれは私の方の百五十万と、やはり場所によつてはダブつておられるというところが当然考えられますが、それが幾らダブつて、というところまでの調査はいたしておりません。ただ私どもは、先生は先ほど二十一万七千の数字も述べになりましたが、十五年間でやりました開拓の総面積は、増反を入れますと、五十一万歩、十五年間ぐらひでやつておられるわけでございますが、今の二十一万七千というのは、所得弾性値からはじいた需要というものを考へておられますので、私はかなりな数字ではないかと実は思つております。

○龜田得治君 ちよと関連して、この二十九年度の調査では、「用地取得の見通しその他社会経済的条件をも勘案して、こゝろ辺がだいたい働く作用しているのではないかと想像するわけですが、これは具体的にいうと、どういうことですか。

○政府委員(伊東正義君) 五十五万歩に五十分の一で、傾斜はその他でやりまして、これは非常な大きな数字になつておりますが、この場合やりまして、たとえば社会経済的条件といふことは、非常に俗な言葉で、市場から離れたような、非常に不便なところなところ、いろいろな飛び地があつても、そういうものをやつては、開拓が成功せぬのではないかと、ううううなところは、これは落としておるといふようなことを当然やつたわけでございます。それから取得の問題になりますと、先生のおっしゃいましたように、これは人によつてかなり判断、主観といふべきか、が入りますので、全

に五十分の一で、傾斜はその他でやりまして、これは非常な大きな数字になつておりますが、この場合やりまして、たとえば社会経済的条件といふことは、非常に俗な言葉で、市場から離れたような、非常に不便なところなところ、いろいろな飛び地があつても、そういうものをやつては、開拓が成功せぬのではないかと、ううううなところは、これは落としておるといふようなことを当然やつたわけでございます。それから取得の問題になりますと、先生のおっしゃいましたように、これは人によつてかなり判断、主観といふべきか、が入りますので、全

が、用地取得をすつと緊急開拓時代からやつておりました累の職員なり事務局的職員の経験からいって、大体村に話して、この土地は買えんとか買えんとかいふことの判断がかなりつくような年数にもなつておられますので、そういうことを基準にしたわけでございます。ただその点には若干主観的な面もあるかというふうな思つております。

○龜田得治君 そこら辺はどうですか。技術的には可能であるが、そういう主観的な判断なり、あるいは飛び地といふような関係から落とされた、どの程度、それは整理されているもので

○政府委員(伊東正義君) 現時点ではちよつとそこはわかりかねますが、だいたい前の調査でございまして、そこまではつきりした数字的な御説明をするのはなかなかむずかしいのじゃないかと実は思ひますが、現在ではそれで幾ら落ちたかというところは実は今わ

かつておりません。○龜田得治君 しかし各府県ではいろいろ専門家の諸君が検討して出してきた数字だから、何かそういうものがあはすです。それがなしに、ただ、まあこの辺にしておけというわけにはいかないはずですが、そこら辺が非常に重要だと思ふのです。それはちよつと農地の造成に積極的な立場をとるのと、こゝろの数字といふものは非常に違つてくる。これはこの法案であまり突つ込んで御質問申し上げるのも何ですが、これはわれわれにとつては、一時開拓が多少下火になつた時期がある。しかし現在では別な角度からやはり問題が御承知のように出ておられるわけですから、これはい

すれ十分お尋ねすることになると思ふので、一つ調べておいてほしいのです。これは各府県にあるはずですが、もしそんなことがなしで、これだけの数字が出ておるんだということになる

と、それはきわめて政治的な、しかもある意味では用地取得に水をかける立場での数字ということにならざるを得ぬです。よく研究してほしいですが、いずれこれあらためてお聞きしますが、これはどれだけ出てくるか、土台がはつきりしないことには農地計画も何もないんだから、これは要望をしておきましょう。

それからもう一点ですが、さつき、一番終りの表についての人数を私お尋ねしたのですが、完成した場合の姿としては専従者五、六名、季節的に関係の農家からもちろん応援に出かける、こういうことでしたが、経営面積だけをとつてみても非常に違つたわけですね。五つのおの——飯山などは十

倍くらいあるわけですね、一番小さいのより。これはみんな同じ——これは一番小さいやつをおっしゃつたんですか、さつき。

○政府委員(伊東正義君) これは大体久住飯田を標準にござらん願ひたいと思ひます。

○委員長(藤野義雄君) 他に御発言もなければ、本件については、本日はこの程度にいたします。

午後三時三十分散会

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、大豆なたね交付金暫定措置法案

大豆なたね交付金暫定措置法案

(目的)

第一条 この法律は、大豆の自由化が国内産及びなたねの価格に及ぼす影響に対処するため、当分の間大豆又はなたねにつき、その生産者及び集荷業者に交付金を交付する措置を講じて、農家所得の安定に資することを目的とする。

(集荷業者に対する交付金の交付)

第二条 政府は、都道府県知事の登録を受けて大豆又はなたねの集荷の業務を行なう者(以下「登録集荷業者」という。)が、第四条第三項の規定による通知を受けた大豆又はなたねの生産者から、第五条第一項の割当証明書の交付を受けて、その割当証明書に記載された数量の大豆若しくはなたねの清渡し又はその清渡しの委託を受

けた場合において、農林省令で定めるところにより、その登録集荷業者からその割当証明書を添えて申請があつたときは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該登録集荷業者に対し、その申請の際提出された割当証明書に記載された数量の合計数量に應じて、交付金を交付することができ。

2 前項の交付金の額は、政令で定めるところにより、第一号の基準価格に第三号の農林大臣の定める額を加えた額から第二号の標準販売価格を控除した額に、登録集荷業者が前項の申請の際提出した同項の割当証明書に記載された数量の合計数量を乗じて得た額とする。

一 政令で定める一定期間の大豆又はなたねの生産者の販売価格に農業バリエーション指数を乗じて得た額及び生産事情、需給事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める額（以下「基準価格」という。）

二 大豆又はなたねの生産地において形成された価格として、政令で定めるところにより、大豆にあつては消費地における標準的な取引価格、なたねにあつては登録集荷業者の標準的な販売価格から流通経費を控除した額を基準として農林大臣が定める額（以下「標準販売価格」という。）

三 登録集荷業者が大豆又はなたねの集荷、保管及び販売に要する金利、保管料その他の諸掛りの額として農林大臣が定める額基準価格は、毎年、政令で定め

る期日までに定めて告示しなければならない。

（生産者に対する交付金の交付）

第三条 前条第一項の交付金の交付を受けた登録集荷業者は、農林省令で定めるところにより、その交付を受けた交付金の額のうち、前条第二項第三号の農林大臣の定める額にその交付金の算出の基礎となつた大豆またはなたねの数量を乗じて得た額を控除した額をその者に大豆若しくはなたねの売渡しをし又はその売渡しの委託をした生産者ごとに、その売渡し又は売渡しの委託に係る数量に應じてあん分し、そのあん分された額をそれぞれ当該生産者に交付しなければならない。

（交付対象数量の決定及び通知）

第四条 農林大臣は、毎年、当該年度の大豆又はなたねにつき、政令で定める一定年間に於ける各年産の大豆又はなたねの生産者数量の年平均数量、大麦及びばか麦の生産の振換のための施作の実施等による大豆又はなたねの生産の実績等を参酌して、交付対象数量（前条の規定による交付金の交付する対象となる大豆又はなたねの数量をいう。以下同じ。）を定め、これを公表するとともに、その交付対象数量に基づき、都道府県における大豆またはなたねの生産事情等を参酌して、都道府県別の交付対象数量を定め、これを都道府県知事に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、政令で定める事業団体の意見を聞き、同

項の都道府県別の交付対象数量の範囲内において、市町村における大豆又はなたねの生産事情及び流通事情等を参酌して、市町村別の交付対象数量を定め、これを市町村長に通知しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、農業委員会及び政令で定める農業団体の意見を聞き、同項の市町村別の交付対象数量の範囲内において、大豆又はなたねの生産者の大豆又はなたねの生産事情及び販売事情等を参酌して、生産者別の交付対象数量を定め、これを当該生産者に通知しなければならない。

4 前三項の規定により、農林大臣、都道府県知事又は市町村長が通知を発すべき期限は、政令で定める。

（割当証明書）

第五条 市町村長は、前条第三項の規定による通知をした大豆又はなたねの生産者に対し、その通知に係る交付対象数量の割当を受けた旨を証する証明書（以下「割当証明書」という。）を交付する。

2 前条第三項の規定による通知を受けた大豆又はなたねの生産者は、その通知に係る交付対象数量の範囲内で、農林大臣の定める一定の数量ごとに分割して割当証明書を交付すべき旨を市町村長に請求することができる。

（政令への委任）

第六条 この法律に定めるもののほか、第二条第一項の登録及び割当証明書に関し必要な事項は、政令で定める。

第七條 農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）は、大豆及びなたねについては、適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第四十七号の三の次に次の一号を加える。

四十七の四 大豆なたね交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第 号）により交付金を交付すること。

第四十八條第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 大豆なたね交付金暫定措置法による基準価格及び標準販売価格の決定に関すること。

第五十條に次の一号を加える。

六 大豆なたね交付金暫定措置法による交付金の交付に関すること。（第四十八條第三号の三に掲げる事務を除く。）

三月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業災害補償制度改正等に関する請願（第六九五号）（第七一九号）（第七八二号）（第七九八号）（第七九九号）

一、官行造林廃止反対等に関する請願（第七〇五号）

一、果樹農業振興特別措置法制定促進に関する請願（第七二〇号）

一、千葉県管内谷川沿岸排水改良事

業施行に関する請願（第七二七号）

一、内閣提出農業基本法案反対に関する請願（第七五八号）

一、枝肉価格安定の法制化に関する請願（第七六四号）

一、農業協同組合合併助成法案の一部修正に関する請願（第七七六号）

第六九五号 昭和三十六年二月二十四日受理

農業災害補償制度改正等に関する請願 請願者 奈良市高天町一奈良県農業共済団体等職員会 内 松原一夫外六百九十七名

紹介議員 向井 長年君

農業災害補償制度の改正にあつては、農業災害補償制度が社会保険の方向で所得補償の保険方式により農家負担の軽減と損害補てんの充実を実現して、災害対策の骨幹とし、農家が災害に對しその生活と再生産を確保するようにならねばならぬ、農業共済職員的身分等に関しては、（一）離職等犠牲者をださないよう完全雇用の措置をとること、（二）身分の安定措置を確立し、全国的に体系ある改善方途を実現すること等を図りたいとの請願。

第七一九号 昭和三十六年二月二十五日受理

農業災害補償制度改正等に関する請願 請願者 長野市妻科聖徳沖五三 五長水農業共済組合長 会内 松木重一郎外四名

紹介議員 木内 四郎君

農業災害補償制度の改正にあつては、真に農家が要望する制度とするよ

う、(一)農業共済加入資格の現状維持をはかり、当然加入制を堅持すること、(二)事務費の全額国庫負担を実現するとともに、職員的身分保障制度を確立すること、(三)現行事務運営機構の三段階制を整備強化すること、(四)建物共済の再保険実施により、危険分散の範囲を拡大し、事業運営の確立と農家負担の軽減をはかること、なお、建物共済の一元化については、両者の事業の性格を判然と区別し、それぞれその特色を生かして両者に行なわせること、(五)昭和三十六年度から改正制度による事業実施ができるよう措置すること等の実現を期せられたいとの請願。

第七八二号 昭和三十六年三月一日 受理
農業災害補償制度改正等に関する請願
請願者 山形市七日町東前六一
○山形県農業協同組合
中央会会長 大山不二
太郎外六名

第七九八号 昭和三十六年三月一日 受理
農業災害補償制度改正等に関する請願
請願者 福井市大手町 福井県
農業協同組合中央会
長中西敏憲外四千二百
三十四名

第七九九号 昭和三十六年三月一日 受理
農業災害補償制度改正等に関する請願(九通)
請願者 栃木県上野郡西方村
本城 石川喜吉外十二
百七十五名

第七〇五号 昭和三十六年二月二十
四日受理
官行造林廃止反対等に関する請願
請願者 青森市沖館全林野青森

第七二〇号 昭和三十六年二月二十
五日受理
果樹農業振興特別措置法制定促進に関
する請願
請願者 長野県上水内郡豊野町
長野県果樹振興対策議
員連盟内 藤沢武

第七二七号 昭和三十六年二月二十
五日受理
千葉県内各川沿岸排水改良事業施行
に関する請願
請願者 千葉県長生郡長生村本
郷 高山万治

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七五八号 昭和三十六年二月二十
八日受理
内閣提出農業基本法反対に関する請願
請願者 福島県常磐市長倉七二

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

地方本部内 木立芳照
紹介議員 森中 守義君

政府は、公有林野等官行造林法を廃止する法律案、森林開発公団法の一部を改正する法律案の二法案を提出して、官行造林を廃止し森林開発公団に移管しようとしているが、これは、森林資源を培養し、地元市町村の財政基盤を確立するという本来の精神に反するものであり、地元経済、地元民生活を切実に要するところである。かえって、(一)昭和三十六年度の林野庁予算に官行造林事業費を復活すること、(二)地元労働者の雇用安定と労働条件引上げを行なうこと、(三)関係市町村の意見を十分尊重して公有林野政策を進めること等の実現を期せられたいとの請願。

第七二〇号 昭和三十六年二月二十
五日受理
果樹農業振興特別措置法制定促進に関
する請願
請願者 長野県上水内郡豊野町
長野県果樹振興対策議
員連盟内 藤沢武

第七二七号 昭和三十六年二月二十
五日受理
千葉県内各川沿岸排水改良事業施行
に関する請願
請願者 千葉県長生郡長生村本
郷 高山万治

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

宮内忠治外三十名
紹介議員 大河原一孝君

農業基本法は、貿易の自由化をすすめる前提のもとに、農産物価格を外国食糧と競争できるように安くきめる目的があり、また農地法を改め、資本家を農業経営に進出できるようにさせ、農産物に対する資本家の支配をいっそう強くしようとしている。さらに農民の所得を、農村付近の工場で働く労働者の賃金などに安くおさえ、全国一律の最低賃金制度の実現を不可能にしようとしているばかりでなく、こうした圧迫に耐えられない農民に対しては、援助もしないで農業から追い出し、経済成長政策のための低賃金労働者をつくりだそうとしているから、本法案には反対であるとの請願。

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

第七六四号 昭和三十六年二月二十
八日受理
枝肉価格安定の法制化に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市古前城
町四、七三二 児島清
男

音であるとともに大いに期待するとこ
ろであるから、生産農家の熱烈な声を
了とせられ、現在の農家の実情を十分
認識の上、農家経済の安定を期し得ら
れるような枝肉の安定価格の線を打ち
出し、これがすみやかに法制化される
よう措置されたいとの請願。

第七七六号 昭和三十六年二月二十
八日受理
農業協同組合合併助成法案の一部修正
に関する請願
請願者 岡山市桑田町二ノ一岡
山県農業協同組合中央
会会長 川上光市

紹介議員 仲原 善一君
昭和三十一年以来農業協同組合整備特
別措置法により、国は農協合併の奨励
措置を進めてきたが、この勧告により
合併した組合は、単なる合併事務費の
交付を受けたのみで積極的な事業推進
に関する助成措置は受けていない。従
って積極的な農協活動が行なわれてい
ない。このたびは農業協同組合合併助成
法により合併した組合は、その育成の
ために助成措置が行なわれるが、この
法律施行前の合併組合はその助成措置
がない。公平な行政の立場から合併助
長法施行前の合併組合も当然今後の育
成については合併助長法による合併組
合と同様の助成措置を受けることが至
当と考えられるから、農業協同組合合
併助長法案の一部を修正して、その一
部を既合併組合にさかのぼり適用せら
れるよう措置されたいとの請願。

三月十三日本委員会に左の案件を付託
された。

一、農林水産業施設災害復旧事業費

国庫補助の暫定措置に関する法律
の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国
庫補助の暫定措置に関する法律の
一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費
国庫補助の暫定措置に関する法律
の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国
庫補助の暫定措置に関する法律（昭
和二十五年法律第六十九号）の一
部を次のように改正する。

第三条の二中「前条」を「前二条」に
改め、同条を第三条の三とし、第三
条の次に次の一条を加える。

（連年災害における補助率の特例）
第三条の二 その年の十二月三十一
日までの三年間に発生した災害に
より甚大な被害を受けた政令で定
める地域内においてその年の一月
一日から十二月三十一日までに発
生した災害により被害を受けた農
地、農業用施設及び林道の災害復
旧事業につき前条第一項第一号の
規定により国が行なう補助の比率
は、同条第二項及び第三項の規定
にかかわらず、農地、農業用施設並
びに奥地幹線林道及びその他の林
道ごとに、当該三年間の災害によ
り被害を受けたこれらの施設災害
復旧事業の事業費の総額につき、
当該三年間の災害がその年の一月
一日から十二月三十一日までの間
に発生したものとみなし、かつ、
その地域につき同条第四項の規定
による指定がなされたものとみな
して同条第二項及び第三項の補助
の比率を適用して算出した補助金

の額に相当する額を、その事業費
の総額で除して得た商に相当する
比率とする。この場合において、
その商は、小数点以下三位まで算
出するものとし、四位以下は、四
捨五入するものとする。

2 前項に規定する地域内において
その年の一月一日から十二月三十
一日までに発生した災害により被
害を受けた農地、農業用施設及び
林道の災害復旧事業で都道府県以
外の者の行なうものについての第
三条第一項の規定の適用について
は、同項第二号中「次項各号」第三
項の区域内の農地、農業用施設、
林道及び漁港施設の災害復旧事業
の事業費のうち同項の政令で定め
る額に相当する部分については、
同項各号の区分に従い、それぞ
れ当該各号に定める比率とある
のは「次条第一項の規定により算
出される比率」と、「当該各号に定
める比率をこえて」とあるのは「そ
の同項の規定により算出される比
率をこえて」とする。

3 前二項の規定は、これらの規定
を適用しないものとして前条の規
定により算出した同条の規定によ
る国の補助の額が、前二項の規定
を適用して同条の規定により算出
した同条の規定による国の補助の
額をこえる場合は、適用しない。

附 則
この法律は、公布の日から施行
し、昭和三十五年一月一日以後に発
生した災害について適用する。

三月十三日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、漁業権存続期間特例法案

漁業権存続期間特例法案
漁業権存続期間特例法案
（漁業権の存続期間の特例）

第一条 昭和三十六年八月一日にお
いて現に存する漁業権（次条に規
定する漁業権を除く。）でその存続
期間が昭和三十八年八月三十一日
までに満了することとなるものの存
続期間は、漁業法（昭和二十四年
法律第二百六十七号）第二十一条
（漁業権の存続期間）の規定にか
かわらず、昭和三十八年八月三十一
日、同年十二月三十一日又は昭和
三十九年三月三十一日のいずれか
の期日のうち都道府県知事（農林
大臣の免許に係る漁業権にあつて
は、農林大臣。以下同じ。）が漁業
権ごとに指定する期日に満了する
ものとする。

2 前項の規定は、同項に規定する
漁業権で、次の各号の一に該当す
るものについては、適用しない。

一 漁業法第三十九条第一項（公
益上の必要による漁業権の変
更、取消又は行使の停止）の規
定による漁業権の取消しの事由
があるか、又はその事由が昭和
三十八年八月三十一日までに発
生することが確実であると認め
て都道府県知事が指定した漁業
権

二 昭和三十六年八月一日にお
いて、その漁業の敷地が他人の
所有に属するか、又はその漁場
の水面が他人の占有に係る漁業
権（農林省令で定めるものを除
く。）で、農林省令で定めるとこ
ろにより、その漁業権者から、
都道府県知事に對し、その所有
者又は占有者からその漁業権の
存続期間の延長に係る同意を得
た旨を証する書面の提出がなさ
れなかつたもの

3 第一項の規定による指定は、昭
和三十六年十一月三十日（同年十
二月二十九日まで）にその漁業法第
二十一条の規定による存続期間が
満了する漁業権にあつてはその満
了する日前一月、同年八月一日に
おいてその漁業の敷地が他人の所
有に属するか又はその漁場の水面
が他人の占有に係る漁業権にあつ
ては農林省令で定める期日）まで
に、告示をもつてしなければなら
ない。

4 第二項第一号の規定による指定
は、昭和三十六年十月三十一日
（同年十二月三十一日まで）にその漁
業法第二十一条の規定による存続
期間が満了する漁業権にあつて
は、その満了する日前二月）まで
に、告示をもつてしなければなら
ない。

5 都道府県知事は、第二項第一号
の規定による指定をしようとする
ときは、海区漁業調整委員会（内
水面における漁業権に係る指定に
あつては、内水面漁場管理委員
会。以下同じ。）の意見をきかな
ければならない。

6 海区漁業調整委員会が前項の意
見を述べた場合には、漁業法第三
十四条第四項（聴聞）の規定を準用
する。

7 都道府県知事は、第二項第二号
に該当する漁業権については、そ

の業漁權が同号に該当するものとなつた後、遲滞なく、その種類及び番号を告示しなければならぬ。

8 第二項第二号の同意については、漁業法第十三条第二項から第四項まで（同意が得られない場合の手続等）の規定を準用する。
（新たに免許する漁業權の存続期間の特例）

第二条 この法律の施行の日から昭和三十八年八月三十一日までの間に都道府県知事がする免許に係る漁業權の存続期間は、漁業法第二十一条の規定にかかわらず、その免許の日から、昭和三十九年三月三十一日をこえない範囲内において都道府県知事が漁業權ごとに定める期日までとする。

附 則

この法律は、昭和三十六年五月一日から施行する。

昭和三十六年三月十七日印刷

昭和三十六年三月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局